



令和8年1月1日(木)～3月31日(火)は 「かかりつけ医機能報告制度」の報告期間です！

報告を行う対象医療機関

- **全ての病院・診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）**
が報告制度の対象です。

医療機関の実施事項

報 告： 每年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について福岡県行政にご報告をお願いします。

※原則、G-MISによる報告となります。

※医療機関が定期報告を行う「医療機能情報提供制度」とはそれぞれ別々に報告が必要です。

※報告内容・方法等につきましては、下記HPよりご確認ください。

報告マニュアル等、詳しい情報はホームページへ



●福岡県医師会ホームページ「かかりつけ医機能報告制度」

(ホーム>医師の皆様>かかりつけ医>かかりつけ医機能報告制度)

URL : <https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kakaritsukei/kakaritukeikinouhokoku.html>



問合せ先

●G-MISのログイン・操作方法等に関する問合せ

※ユーザー名やアカウントの発行、G-MISの画面操作方法、システム障害発生等については、以下にお問合せください。

厚生労働省G-MIS事務局

TEL : 050-3355-8230 (土日祝日を除く平日 9時から17時まで)

●かかりつけ医機能報告制度（全般）に関する問合せ

福岡県保健医療介護部医療指導課 医療計画係

TEL : 092-643-3328

●かかりつけ医機能報告制度における「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」に関する問合せ

福岡県医師会 地域医療課

TEL : 092-431-4564

